

火災共済制度

共済制度ガイドブック

火災共済制度

制度改訂の変遷

昭和35年 7月 1日	共済金額最高150万円として発足
昭和37年 4月 1日	等地、料率改訂
昭和40年 4月 1日	等地、料率改訂
昭和48年 4月 1日	等地、料率改訂
昭和50年 4月 1日	共済金額最高200万円に改訂 等地別・級別廃止、料率改訂、事務手数料の改訂 全国3地区制の実施
昭和52年10月 1日	毎日加入から毎月1日加入に改訂
昭和55年 4月 1日	料率改訂、最低契約金額の引き上げ
昭和56年 4月 1日	料率を全国一律制に改訂 契約更改日を年1回に設定
昭和58年 4月 1日	共済金額最高500万円に改訂
平成 5年 4月 1日	見舞金支払基準の改訂、共済金支払基準の改訂 耐火・非耐火構造区分の改定 契約範囲の改訂
平成14年 4月 1日	店舗休業見舞金の新設、事務手数料の改訂
令和元年 7月 1日	耐火・非耐火構造区分の改定

火災共済制度

火災共済制度の概要

この共済制度は、厚生労働省の認可を得た全理連の自家共済（保険会社には委託せずに連合会が独自で行っている）制度です。加入者から掛金を徴収し、その掛金の中から実際に罹災した方々に共済金としてお支払する制度です。地域的な危険の度合いを考慮した一般の火災保険とは異なり、北海道から沖縄まで全国一律の料率になっており、共済制度ならではの掛金設定になっています。したがって、加入促進を行うにあたっては、各組合においても、特定の地域に限らず幅広く募集していただくことが、制度の安定につながるようになりますので、加入にあたっては、特にこの点についてご注意ください。

補償内容は、火災事故に対する共済金、店舗休業見舞金の支払いの他、風水害等の天災による損害についても見舞金を支払う制度になっています。

火災共済制度の内容

1. 加入資格

会員、組合員、従業員およびその家族、ならびに特別に組合が認めた方で、共済金の支払いを受ける資格のある方(所有権者)です。

2. 加入日

加入日は、毎月1日です。

3. 加入共済金額

契約する物件〔建物・動産（家財・店舗造作営業用什器）〕1件あたり50万円から500万円まで50万円単位で加入できます。ただし、建物一戸について500万円が限度です。

共済金額は共済契約の目的の価額を超えない範囲で、かつ共済契約物件(建物・動産)の内容にかかわらず、原則として建物一戸についてその総額が500万円を超えない額です。

【注】建物一戸について限度額の500万円を超えて加入していた場合、共済金支払時において超過分は支払対象となりません。

一般の火災保険にも重複加入し、契約額の合計が加入物件の時価額を超えている場合で共済金が先に支払われた場合、保険会社側の給付金（保険金）支払額は損害額から共済金を差し引いた金額となります。（詳しくは、ご契約されている保険会社へお問合せください。）

【複数物件の特例】

- (1)耐火構造のマンションや団地等で、同じ一棟の建物内に店舗と住居がある場合、それらの建物が別々の区分登記、あるいは賃貸契約がそれぞれ一戸としてある場合、建物または動産にそれぞれ500万円まで加入することができます。
- (2)隣接する両方の建物が耐火構造物であれば、所有権者が同一人の場合であっても、それぞれの物件ごとに限度額の500万円まで加入できます。

(3)所有権者が同一人の場合、隣接する建物のいずれか片方の物件が非耐火構造物であれば、両方の建物の共済金総額は合わせて500万円までとします。ただし、両方（もしくは片方）の建物が非耐火構造物件であっても、それぞれの建物が50メートル以上離れているときは、各々500万円まで加入できます。

4. 契約できる物件の範囲

(1)契約できる物件は契約者が所有するもので、時価に評価できる物件に限られます。したがって、評価しにくい物件(貴金属・書画・骨董類等)は対象となりません。また、その他屋外にあるもので、契約物件の建物と一体化していない、門、塀、納屋等は対象となりません。

なお、契約物件の建物と一体化された納屋、車庫については補償の対象となりますが、そこに収納されている自動車・バイク等は対象となりません。

(2)借家の場合、所有する家財一式のみ契約でき、建物を契約することはできません。また、畳・風呂等は契約者に所有権があれば、家財一式の中に入れて契約できます。借り店舗の場合は、所有する店舗造作営業用什器一式のみ契約できます。

(3)家財については、生計を一にする世帯に属する所有物はすべて、共済目的物の家財一式の中に入れます。したがって、夫名義で家財一式に契約している場合、他に妻・こどもの別々の名義で加入することはできません。

5. 加入物件の構造区分の分け方

火災共済は加入する物件の構造(耐火・非耐火)・用途(一般物件・住宅専用物件)により掛金額が異なります。加入する場合、まず、加入しようとする物件が耐火構造であるのか、非耐火構造であるのか見分けてください。

構造級別は、建物の種類(柱の材質のみ)や耐火性能によって決まります。

例1 鉄骨造建物の場合、耐火構造となります。

例2 木造建物等の場合、耐火建築物、準耐火建築物、省令準耐火建物などの確認できる書類がある場合、耐火構造となります。

加入しようとする建物が耐火構造かどうか判断し難い場合は、損害保険会社の火災保険契約上、どのような構造に区分されるかを参考にしてください。

耐火構造であれば、耐火構造の掛金になります。また非耐火構造であれば、用途により掛金が異なりますのでご注意ください。

注)火災事故等により共済金請求の際、加入している建物が非耐火構造であるにもかかわらず、耐火構造として加入していた場合、正規の共済掛金に換算して加入共済金を計算し、支払共済金額を決定します。

○構造区分(2019年7月1日始期契約より改訂)

耐火	住宅物件	M構造	コンクリート造建物、コンクリートブロック造建物、れんが造建物、石造建物のいずれかに該当する共同住宅 耐火建築物の共同住宅
		T構造	コンクリート造建物、コンクリートブロック造建物、れんが造建物、石造建物、鉄骨造建物 耐火建築物、準耐火建築物、省令準耐火建物
	一般物件	1級	コンクリート造建物、コンクリートブロック造建物、れんが造建物、石造建物、耐火被覆鉄骨造建物、耐火建築物
		2級	鉄骨造建物、準耐火建築物、省令準耐火建物
非耐火	住宅物件	H構造	上記M構造およびT構造に該当しない建物
	一般物件	3級	上記1級および2級に該当しない建物

※住宅物件とは、住宅専用建物、およびそこに収容されている動産のことです。

※一般物件とは、店舗住宅併用・店舗専用・事務所等の収益をあげる構造の建物、およびそこに収容されている動産のことです。

※一棟の建物が、耐火構造部分・非耐火構造部分で構築されている場合、非耐火構造物件（一般物件、住宅物件）となります。

【構造に関する用語】

用語	内容
コンクリート造建物	すべての柱（付け柱・飾り柱等を除きます。）をコンクリートで造った建物。
コンクリートブロック造建物	コンクリートブロック（鉄材補強のものを含みます。）を積み重ねて造った建物。なお、鉄骨造および木造の外壁にコンクリートブロックを用いたものは含みません。
れんが造建物	れんが（鉄材補強のものを含む。）を積み重ねて造った建物。なお、鉄骨造および木造の外壁にれんがを用いたものは含みません。
石造建物	石材（鉄材補強のものを含む。）を積み重ねて造った建物。なお、鉄骨造および木造の外壁に石材を用いたものは含みません。
耐火被覆鉄骨造建物	すべての柱（付け柱・飾り柱等を除く。）を耐火被覆された鉄骨（耐火被覆されたCFTを含む。）または鋼材を用いて組み立てて造った建物。
鉄骨造建物	すべての柱（付け柱・飾り柱等を除きます。）を鉄骨（CFTを含みます。）または鋼材を用いて組み立てて造った建物。
枠組壁工法建物	規格化された枠材を組み、それに構造用合板等の面材を打ち付けて床および壁を造る工法の建物。代表的なものとして「ツーバイフォー（2×4）工法建物」があります。
耐火建築物*	主要構造部を耐火構造または耐火性能の技術基準に適合したもの。
準耐火建築物*	下記のいずれかの建物 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要構造部を準耐火構造としたもの。 ・ 外壁を耐火構造とし、かつ屋根を不燃材料で造る等としたもの。 ・ 柱、はりを不燃材料とし、かつ外壁の延焼部分を防火構造としたもの。
省令準耐火建物*	屋根を瓦、スレートなどの不燃材料で造り、または葺き、外壁の屋外に面する部分および軒裏をモルタル塗りなど防火構造とし、さらに、天井および壁の室内に面する部分を石膏ボード等不燃性の面材で防火被覆した住宅です。 具体的には、以下のいずれかに該当する建物をいいます。 ① 枠組壁工法（ツーバイフォー工法）の建物で、独立行政法人住宅金融支援機構の定める仕様に合致するもの。 ② 木質系プレハブ等の建物で事前に住宅金融機構の承認を得た建物。 ③ 木造軸組工法の建物で、住宅金融機構の定める仕様に合致するものまたは事前に住宅金融機構の承認を得たもの。

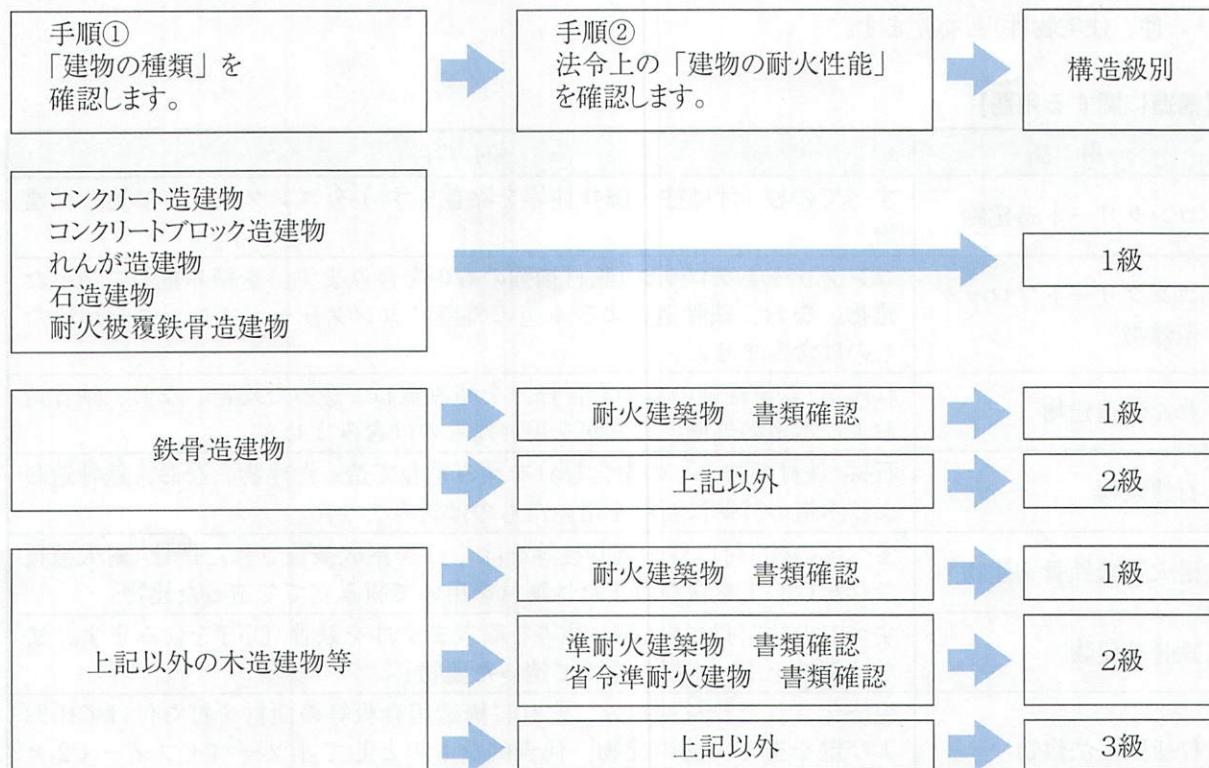
※いずれも、書類で確認できることを条件とします。

納税や不動産取引の書類に記載されている「建物の種類」欄で確認することができます。また、建築確認申請書、建物の設計書、ハウスメーカーの住宅の仕様書、住宅のパフレット、施行業者などの証明書があればご確認ください。

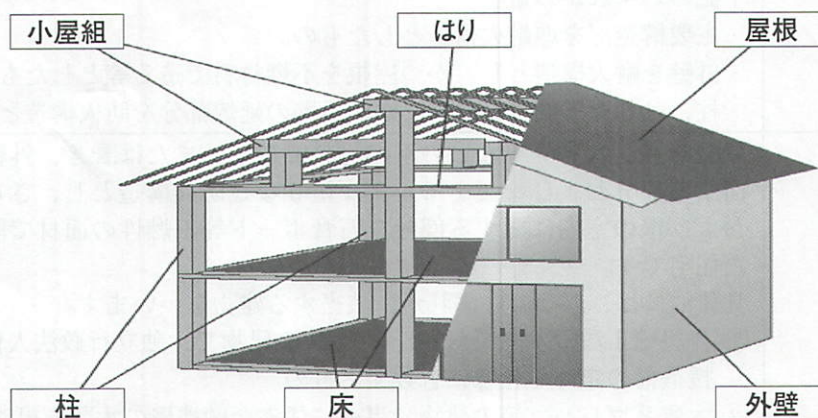
【参考】

建物の構造級別の判定のフロー（一般物件の場合）

建物の種類（「木造」「コンクリート造」など）を確認し、それぞれのフローにしたがって、判定してください。



【建物の主要構造】



6. 共済期間

(1) 共済期間は次頁のとおり都道府県組合（契約更改日）による加入日より1年間です。

毎年掛金の払込みをもって自動的に更新いたします。（例：北海道組合は4月から翌年3月末までの1年間、以後毎年4月に自動更新）

(2) 中途加入者の共済期間は、加入日より次の契約更改日の前日までです。（例：北海道組合の方が8月に加入した場合、翌年の3月末までの加入となり、以後毎年4月に自動更新）

各組合別契約更改日一覧表

契約更改日	都道府県名
4月1日	北海道・青森・秋田・山形・岩手
5月1日	宮城・福島・群馬・栃木
6月1日	新潟・茨城・千葉
7月1日	神奈川・埼玉・山梨
8月1日	東京
9月1日	長野・静岡・愛知
10月1日	岐阜・三重・石川・富山・福井

契約更改日	都道府県名
11月1日	大阪・京都
12月1日	滋賀・奈良・和歌山・兵庫
1月1日	岡山・広島・山口・島根・鳥取
2月1日	福岡・熊本・鹿児島・佐賀・長崎 大分・宮崎・沖縄
3月1日	香川・徳島・愛媛・高知

7. 掛金(掛け捨て)

掛金の額は、加入する物件の構造や用途により、耐火構造の住宅物件と一般物件、非耐火構造の住宅物件、非耐火構造の一般物件のいずれかとなり、加入共済金額、加入共済期間により、下記の「掛金額表」のとおりです。

なお、共済期間途中の脱退の場合は、掛金の返戻はいたしません。

掛 金 額 表

耐火構造の住宅物件(M構造、T構造)と一般物件(1級、2級)(料率:50円)

(単位:円)

金額 \ 月	12ヵ月	11ヵ月	10ヵ月	9ヵ月	8ヵ月	7ヵ月	6ヵ月	5ヵ月	4ヵ月	3ヵ月	2ヵ月	1ヵ月
50万円	250	230	210	190	170	150	130	110	90	70	50	30
100万円	500	460	420	380	340	300	250	210	170	130	90	50
150万円	750	690	630	570	500	440	380	320	250	190	130	70
200万円	1,000	920	840	750	670	590	500	420	340	250	170	90
250万円	1,250	1,150	1,050	940	840	730	630	530	420	320	210	110
300万円	1,500	1,380	1,250	1,130	1,000	880	750	630	500	380	250	130
350万円	1,750	1,610	1,460	1,320	1,170	1,020	880	730	590	440	300	150
400万円	2,000	1,840	1,670	1,500	1,340	1,170	1,000	840	670	500	340	170
450万円	2,250	2,070	1,880	1,690	1,500	1,320	1,130	940	750	570	380	190
500万円	2,500	2,300	2,090	1,890	1,670	1,460	1,250	1,050	840	630	420	210

非耐火構造の一般物件(3級)(料率:150円)

(単位:円)

金額 \ 月	12ヵ月	11ヵ月	10ヵ月	9ヵ月	8ヵ月	7ヵ月	6ヵ月	5ヵ月	4ヵ月	3ヵ月	2ヵ月	1ヵ月
50万円	750	690	630	570	500	440	380	320	250	190	130	70
100万円	1,500	1,380	1,250	1,130	1,000	880	750	630	500	380	250	130
150万円	2,250	2,070	1,880	1,690	1,500	1,320	1,130	940	750	570	380	190
200万円	3,000	2,750	2,500	2,250	2,000	1,750	1,500	1,250	1,000	750	500	250
250万円	3,750	3,440	3,130	2,820	2,500	2,190	1,880	1,570	1,250	940	630	320
300万円	4,500	4,130	3,750	3,380	3,000	2,630	2,250	1,880	1,500	1,130	750	380
350万円	5,250	4,820	4,380	3,940	3,500	3,070	2,630	2,190	1,750	1,320	880	440
400万円	6,000	5,500	5,000	4,500	4,000	3,500	3,000	2,500	2,000	1,500	1,000	500
450万円	6,750	6,190	5,630	5,070	4,500	3,940	3,380	2,820	2,250	1,690	1,130	570
500万円	7,500	6,880	6,250	5,630	5,000	4,380	3,750	3,130	2,500	1,880	1,250	630

非耐火構造の住宅物件(H構造) (料率：80円)

(単位：円)

月 金額	12カ月	11カ月	10カ月	9 カ月	8 カ月	7 カ月	6 カ月	5 カ月	4 カ月	3 カ月	2 カ月	1 カ月
50万円	400	370	340	300	270	240	200	170	140	100	70	40
100万円	800	740	670	600	540	470	400	340	270	200	140	70
150万円	1,200	1,100	1,000	900	800	700	600	500	400	300	200	100
200万円	1,600	1,470	1,340	1,200	1,070	940	800	670	540	400	270	140
250万円	2,000	1,840	1,670	1,500	1,340	1,170	1,000	840	670	500	340	170
300万円	2,400	2,200	2,000	1,800	1,600	1,400	1,200	1,000	800	600	400	200
350万円	2,800	2,570	2,340	2,100	1,870	1,640	1,400	1,170	940	700	470	240
400万円	3,200	2,940	2,670	2,400	2,140	1,870	1,600	1,340	1,070	800	540	270
450万円	3,600	3,300	3,000	2,700	2,400	2,100	1,800	1,500	1,200	900	600	300
500万円	4,000	3,670	3,340	3,000	2,670	2,340	2,000	1,670	1,340	1,000	670	340

8. 契約内容の変更にもなう注意事項

- (1) 契約期間中に、建て替え等により、対象物件が耐火構造から非耐火構造に変更する場合、または用途変更にもなう料率変更の場合、次回の契約更改日まで掛金調整は行いません。ただし、異動通知書は必ず提出してください。
- (2) 共済金請求の際、加入している建物が非耐火構造物件であるにもかかわらず、耐火構造物件として加入していた場合、正規の共済掛金に換算して共済金額を決定し、支払い共済金額を決定します。

9. 共済金を支払うことのできる損害

- (1) 火災による共済目的物（建物・家財一式・店舗造作営業用什器一式）の損害に対し、共済金を支払います。
- (2) 破裂・爆発による共済目的物（建物・家財一式・店舗造作営業用什器一式）の損害に対し、共済金を支払います。（凍結による水道管等の破裂は対象となりません。）

10. 店舗休業見舞金を支払うことのできる損害

営業部分の火災事故により営業ができずに休業した場合、営業を再開するまでの休業している期間（日数）について、加入共済金額に応じた見舞金を支払います。

1日あたりの店舗休業見舞金(最大25日分が限度となります。)

加入共済金額	見舞金(日額)	加入共済金額	見舞金(日額)
50万円	2,000円	300万円	12,000円
100万円	4,000円	350万円	14,000円
150万円	6,000円	400万円	16,000円
200万円	8,000円	450万円	18,000円
250万円	10,000円	500万円	20,000円

11. その他見舞金を支払うことのできる損害

火災以外の風水害等天災(地震・噴火・津波を除く)による不可抗力の事故によって、共済契約物件が次の損害を受けたとき、それぞれの基準に基づき見舞金を支払います。

(1) 水害による損害

集中豪雨等により、店舗に浸水した場合は店舗の床面から45cm以上、住宅部分への浸水の場合

は住宅の床上浸水となったとき、加入共済金額の1%の見舞金を支払います。

(2) 落雷による損害

落雷により電気製品等の損害が20万円以上となった場合、加入共済金額の1%の見舞金を支払います。

(3) 風・ひょう・雪災による損害

風・ひょう・雪により建物に200万円以上の損害を受けた場合、加入共済金額の4%の見舞金を支払います。

【注】 1. 共済目的別(建物・家財一式・店舗造作営業用什器一式)の共済金額の内訳に関係なく、加入している共済金総額を基本に支払額を計算します。
2. 同時災害を受けた場合、重複して見舞金は支払いません。重複の場合は、高額の方の見舞金を支払います。

12. 共済金の支払対象とならない損害

- (1) 自放火もしくは、重大な過失によって生じた損害
- (2) 火災に際し、共済の目的が盗難または紛失したために生じた損害
- (3) 地震もしくは噴火を直接または間接の原因として生じた火災、および延焼その他の損害
- (4) 戦争、暴動を直接または間接の原因として生じた火災、および延焼その他の損害
- (5) 空中からの落下物・飛来物によって生じた損害
- (6) 車輻の飛び込みによる損害
- (7) その他の損害

13. 不払事項

次の場合、共済金は不払いとなりますので、特にご注意ください。

- (1) 申込書の記入事項が事実と相違していたとき。
- (2) 火災が生じているのを知っているながら契約をしたとき。
- (3) 増改築等による構造や用途変更、および移転等を異動通知書により通知しないとき。
- (4) 時価額を超えて加入していた場合の共済金や、限度額500万円を超えた共済金については、その超過部分については不払いとなります。

14. 共済金の査定・支払い

(1) 事故現場の調査等業務の委託

共済金額の査定業務は原則として、各都道府県組合が行いますが、最終的な決定は連合会が行います。査定は提出書類に基づいて行いますが、必要に応じ連合会が調査する場合があります。

(2) 支払共済金額の計算

共済金額は契約物件の時価と損害額の比率により損害率を計算します。

例：時価額2,000万円の建物が半焼し、1,000万円の損害を受けた場合、損害率は5割となります。

この場合、加入者が建物に300万円加入していれば、その5割である150万円が支払い共済金額となります。

(3) 共済金の支払い

共済金は組合より加入者にお支払いします。その際、共済金領収証を送付いたしますので、受取人が署名・捺印をして、支部、組合へ提出してください。

15. 共済金支払い後の契約について(全損終了)

共済金の支払額が1回の事故で加入している共済金額の100%の額となった場合^(注)を除き、共済金額から連合会が損害をてん補した額を差し引いた残額を事故発生以後の共済期間に対する共済金額とします。

(注)この場合、契約は損害発生時点で終了します。

16. 質権の設定について

(1) 質権の設定

金融機関より建物を担保に融資を受けるために、共済金を領収する権利について質権を設定するときは、連合会所定の「質権設定承認請求書」を、組合、金融機関を通じ提出してください。連合会より質権設定承認を裏書した「火災共済証書」を発行します。

(2) 共済証書の発行

質権を設定する方に限り、「火災共済証書」を発行します。発行した証書は当該金融機関が保管することになります。また、金融機関の申し出があれば、毎年更新後の新しい期間の共済証書を発行します。

(3) 質権の消滅

質権を設定している加入者が、制度から脱退した場合、および債務の弁済が完了した場合には必ず連合会所定の「質権設定承認裏書抹消請求書」を提出してください。

事務取扱要領

加入申込・異動通知・脱退通知

1. 加入手続き

新規(増額)加入する場合は、下記の連合会所定の書類で手続きしてください。

(1) 提出書類

全理連火災共済兼ワイドプラン(動産総合保険)申込書兼異動・脱退通知書

(2) 記入上の注意

① 新規加入の場合

「全理連火災共済兼ワイドプラン(動産総合保険)申込書兼異動・脱退通知書」左肩に、新規・異動・増額・脱退と記載されていますので「新規」に○をつけてください。

② 増額の場合

増額する場合、契約更改時に増額する場合と、その他の加入期間途中で増額する場合では、手続きの方法が異なりますのでご注意ください。

・ 契約更改日に増額する場合

「全理連火災共済兼ワイドプラン(動産総合保険)申込書兼異動・脱退通知書」左肩に、新規・異動・増額・脱退と記載されていますので「異動」に○をつけてください。また、この場合、既契約分と増額分を合算した共済契約事項を記入してください。

・ 加入期間途中で増額する場合

「全理連火災共済兼ワイドプラン(動産総合保険)申込書兼異動・脱退通知書」左肩に、新規・異動・増額・脱退と記載されていますので「増額」に○をつけてください。また、この場合、増額分のみ共済契約事項を記入してください。次の契約更改日には、自動的に、既契約分と増額分が一本化されます。

※建物の構造や種類が変更になり、掛金が変わる場合や内訳の変更などの異動と増額の処理を一度にできません。当月異動、翌月増額の異動通知書の提出をお願いします。

③ 継続加入の場合

共済期間の満期日における契約更新は、掛金の納付をもって更新します。したがって、契約を継続する既契約者は、改めて「全理連火災共済兼ワイドプラン(動産総合保険)申込書兼異動・脱退通知書」の提出は必要ありません。

④ 新規加入の場合は、組合名・組合コード、支部名・支部コードを記入してください。増額の場合は、組合名・組合コード、支部名・支部コード、加入者番号を記入してください。

⑤ 記入事項にもれがないか、1枚目に捺印されているか確認してください。

2. 異動手続き

契約内容に異動がある場合は、下記の連合会所定の書類で手続きしてください。

(1) 提出書類

全理連火災共済兼ワイドプラン(動産総合保険)申込書兼異動・脱退通知書

(2) 記入上の注意

① 「全理連火災共済兼ワイドプラン(動産総合保険)申込書兼異動・脱退通知書」左肩に、新規・異動・増額・脱退と記載されていますので、「異動」に○をつけてください。また、いかなる異動であっても変更箇所のみご記入ください。

②組合名・組合コード、支部名・支部コード、加入者番号を記入してください。

③記入事項にもれがないか、1枚目に捺印されているか確認してください。

3. 脱退手続き

脱退する場合は、下記の連合会所定の書類で手続きしてください。

(1) 提出書類

全理連火災共済兼ワイドプラン(動産総合保険)申込書兼異動・脱退通知書

(2) 記入上の注意

①「全理連火災共済兼ワイドプラン(動産総合保険)申込書兼異動・脱退通知書」左肩に、新規・異動・増額・脱退と記載されていますので、「脱退」に○をつけてください。

②組合名・組合コード、支部名・支部コード、加入者番号を記入してください。

③記入事項にもれがないか、1枚目に捺印されているか確認してください。

(3) 留意事項

①脱退手続きは出来るだけ契約更改日に行ってください。

②中途脱退の場合、掛金の返戻はいたしません。

4. 各書類の提出

(1)「全理連火災共済兼ワイドプラン(動産総合保険)申込書兼異動・脱退通知書」は、記入事項や捺印等を確認のうえ、支部でとりまとめ組合に提出してください。

(2)組合において受付の手続きが完了したら、加入者本人に本人用を返却してください。

(3)組合、支部においては、それぞれ組合用、支部用の各書類を保管しておいてください。

(4)組合においては、各書類の記入事項や捺印等を確認のうえ、加入・異動・脱退月の前月末日までに、連合会に3部(連合会用・システム会社用・保険会社用)を送付してください。(例：4月1日加入・異動・脱退の場合は3月末日までに送付する。)

5. コンピューターリスト

加入者管理はコンピューターにより行われています。「全理連火災共済兼ワイドプラン(動産総合保険)申込書兼異動・脱退通知書」により毎月あるいは年間の処理が行われ、コンピューターリストを連合会より該当組合に送付します。

(1) 支部別加入者台帳

新規加入・増額加入の手続きが完了しますと、翌月に、当月分の契約内容を示した支部別加入者台帳2部(組合用・支部用)を組合に送付します。

(2) 支部別満期台帳

共済期間満了の日約3カ月前に、支部別満期台帳2部(組合用・支部用)を組合に送付します。なお、送付した満期台帳には満期直前3カ月間の加入・異動等は記載されていません。

(3) 異動者リスト

異動手続きが完了しますと、翌月に、当月分の変更された契約内容を示した異動者リスト2部(組合用・支部用)を組合に送付します。

掛金(掛け捨て)

1. 掛金の取扱い

(1) 掛金の納付締切日

各支部で集金した毎月の掛金は、組合でとりまとめ、当該月の前月末日までに送金してください。(例：4月分の掛金は、3月末日までに送金する。)

(2) 掛金の送金方法

連合会所定の郵便振替「払込取扱票」(火災専用)を使用して、組合より一括して送金してください。(郵便振替「払込金受領証」を掛金領収証とする。)

(3) 掛金の過納

毎月の加入について掛金の過納が生じた場合は、年2回(3月、9月)にそれぞれ6カ月分を事務手数料に上乗せして送金いたします。

(4) 税法上の取扱い

掛金は、損害保険料控除の対象にはなりません。

2. 共済掛金送金票・支部別明細表

掛金を連合会に送金するときは、「掛金送金票」と「支部別明細表」を、「全理連火災共済兼ワイドプラン(動産総合保険)申込書兼異動・脱退通知書」とともに、当該月の前月末日までに送付してください。

3. 事務手数料

事務手数料は掛金の7%です。

事務手数料は、年2回(3月、9月)に、それぞれ6カ月分をとりまとめて、組合へ還付します。

火災事故発生の場合の処理

事故が発生したら速やかに事故の状況をまとめた「事故報告書」を支部、組合を通じて連合会に提出してください。「事故報告書」は罹災による損害の状況を正しく査定するのに必要です。

共済金の請求は、事故発生より30日以内の提出となっておりますが、できるだけ早く提出してください。このことは、提出された写真や罹災証明書では、その被害状況の把握が困難である場合、連合会が再調査をお願いすることがあるためです。

(1) 提出書類

◎は連合会所定の用紙です。

		提出書類
火災事故の場合※1		◎火災共済事故報告書兼見舞金事故報告書 ◎火災共済金請求書兼店舗休業見舞金請求書 ◎個人情報の取扱に関するご案内兼同意書 ○罹災証明書(所轄の消防署・役所の発行したもの) ○写真(損害部分の写真の他、建物全体の状況がわかる外観写真)
に 応 じ て 提 出 。	建物の損害	○工務店や建築会社の見積書。
	家財の損害	○寝具・衣類・食器類等は、加入者本人の記入による動産罹災報告書、もしくは加入者本人の記入による損害見積書。 ○電気製品等で修理可能の場合は電気器具店の修理見積書。
	店舗造作営業用 什器の損害	○理容用品商社等による損害見積書。

※加入者死亡の場合、法定相続人確認のため戸籍謄本(全部事項証明書)等の書類が必要となります。

(2) 記入上の注意

「事故報告書」に記入していただく事項は下記のとおりです。

- ①加入者(理容店)の所属支部、加入者番号、住所、氏名、契約内容
- ②事故発生の日時、状況(原因等)
- ③加入者の家族構成(年齢・人数)
- ④建物の建築年月日
- ⑤契約物件の面積・理容店舗の場合は店の面積・理容椅子台数
- ⑥被害の程度(損害額・比率)

※「罹災証明書」に(全焼)とある場合に限り、組合判断により加入している共済金が時価額を下回らない限り、火災事故の場合※1の書類のみで取扱います。

店舗休業見舞金事故発生の場合の処理

火災事故が発生した場合には、店舗休業見舞金の支払対象になるかを確認してください。

(1) 営業部分の火災により営業ができず休業した場合は支払います。

ただし、小規模の火災や住宅部分のみの火災などで、営業に支障がなく休業していない場合は支払いません。

(2) 隣家の火災により、水を被ったことなどで休業した場合は支払います。

ただし、風水害の見舞金制度に該当する理由で休業した場合は、本来の火災事故に起因するものではないので支払いません。

(3) 罹災店舗の再建工事のため、仮店舗で営業している場合は支払います。

具体的な事故の諸手続きは、以下のとおりです。

「共済金兼店舗休業見舞金請求書」の店舗休業見舞金欄に休業期間を記入してください。特に休業日数を証明するような添付書類は必要としないので、当該支部の支部長または組合理事長の確認をお願いします。

<p>火災事故発生時の対応</p> <p>火災発生時は、まず火災を止め、火災保険会社に連絡し、火災調査員を呼び、火災調査員から火災原因を調査してもらいます。</p> <p>火災発生後は、店舗の被害状況を調査し、火災保険会社に被害状況を報告し、火災保険金を請求します。</p> <p>火災発生後は、店舗の被害状況を調査し、火災保険会社に被害状況を報告し、火災保険金を請求します。</p>	<p>火災発生時の対応</p> <p>火災発生時は、まず火災を止め、火災保険会社に連絡し、火災調査員を呼び、火災調査員から火災原因を調査してもらいます。</p> <p>火災発生後は、店舗の被害状況を調査し、火災保険会社に被害状況を報告し、火災保険金を請求します。</p> <p>火災発生後は、店舗の被害状況を調査し、火災保険会社に被害状況を報告し、火災保険金を請求します。</p>
<p>火災発生時の対応</p> <p>火災発生時は、まず火災を止め、火災保険会社に連絡し、火災調査員を呼び、火災調査員から火災原因を調査してもらいます。</p> <p>火災発生後は、店舗の被害状況を調査し、火災保険会社に被害状況を報告し、火災保険金を請求します。</p> <p>火災発生後は、店舗の被害状況を調査し、火災保険会社に被害状況を報告し、火災保険金を請求します。</p>	<p>火災発生時の対応</p> <p>火災発生時は、まず火災を止め、火災保険会社に連絡し、火災調査員を呼び、火災調査員から火災原因を調査してもらいます。</p> <p>火災発生後は、店舗の被害状況を調査し、火災保険会社に被害状況を報告し、火災保険金を請求します。</p> <p>火災発生後は、店舗の被害状況を調査し、火災保険会社に被害状況を報告し、火災保険金を請求します。</p>
<p>火災発生時の対応</p> <p>火災発生時は、まず火災を止め、火災保険会社に連絡し、火災調査員を呼び、火災調査員から火災原因を調査してもらいます。</p> <p>火災発生後は、店舗の被害状況を調査し、火災保険会社に被害状況を報告し、火災保険金を請求します。</p> <p>火災発生後は、店舗の被害状況を調査し、火災保険会社に被害状況を報告し、火災保険金を請求します。</p>	<p>火災発生時の対応</p> <p>火災発生時は、まず火災を止め、火災保険会社に連絡し、火災調査員を呼び、火災調査員から火災原因を調査してもらいます。</p> <p>火災発生後は、店舗の被害状況を調査し、火災保険会社に被害状況を報告し、火災保険金を請求します。</p> <p>火災発生後は、店舗の被害状況を調査し、火災保険会社に被害状況を報告し、火災保険金を請求します。</p>

見舞金事故発生の場合の処理

風水害等の自然災害による見舞金の請求には罹災証明書が必要です。落雷事故のように、公的な罹災証明書の取得ができない場合もありますから、その場合は特に支部・組合役員の現地調査をお願いします。ただし、事故報告書や見舞金請求書については、記入項目を最小限におさえて出来る限り簡便な方法にしております。

事故が発生したら速やかに事故の状況をまとめた「事故報告書」を支部、組合を通じて連合会に提出してください。「事故報告書」は罹災による損害の状況を正しく査定するのに必要です。また、事故状況により、連合会が再調査をお願いすることもありますのでできるだけ早く提出してください。

「事故報告書」の提出後、損害状況に応じて下表の必要な書類を揃えて、支部、組合を通じて連合会に提出してください。

(1) 提出書類

◎は連合会所定の用紙です。

損害状況	提出書類
水害による損害	◎事故報告書兼見舞金事故報告書 ◎火災共済見舞金請求書 ◎個人情報の取扱いに関するご案内兼同意書 ○罹災証明書 (所轄の消防署・役所の発行したもので床上浸水何cmかを明記したもの) ○水害の状況がわかる写真
落雷による損害	◎事故報告書兼見舞金事故報告書 ◎火災共済見舞金請求書 ◎個人情報の取扱いに関するご案内兼同意書 ○損害見積書 (電気器具店等の発行したもので落雷による損害であることを明記したもの) ○落雷を受けた電気器具等の損害部分の写真
風・ひょう・雪災による損害	◎事故報告書兼見舞金事故報告書 ◎火災共済見舞金請求書 ◎個人情報の取扱いに関するご案内兼同意書 ○罹災証明書 (所轄の消防署・役所の発行したもの) ○損害見積書 (工務店や建築会社等の発行したもの) ○損害を受けた部分の写真

(2) 記入上の注意

「事故報告書」の用紙は火災共済「事故報告書」と兼用です。「事故報告書」に記入していただく事項は、火災共済「事故報告書」と異なり、建物等の時価額算出基礎となる事項は記入する必要ありません。

「事故報告書」に記入していただく事項は下記のとおりです。

- ①加入者(理容店)の所属支部、加入者番号、住所、氏名、契約内容
- ②事故発生の日時、状況(原因等)

※落雷の場合は公的な罹災証明が取得できませんので、電気器具店等からとる損害見積書に落雷による損害であることを明記していただいでください。

記入例

1. 火災共済兼ワイドプラン申込書兼異動・脱退通知書 契約更改日以外の新規加入の場合

氏名、住所には必ずフリガナをつけてください。

被共済者、共済の目的所在地は、申込人氏名、住所と同じ場合は記入不要です。

火災共済		ワイドプラン			連合会用	
(新規)	異動	増額	脱退	新規	異動	脱退
全理連 火災共済 兼 ワイドプラン(動産総合保険)申込書 兼 異動・脱退通知書						
令和 3 年 3 月 10 日						
<p>下記の火災共済契約に関する内容を承認し、下記事項は事実と相違ないことを確認のうえ火災共済契約を申し込みます。また、本申込書の本人用裏面の「個人情報の取扱いに関する説明事項」を確認し、その内容について同意します。</p> <p>下記のワイドプラン(動産総合保険)に関するパンフレットおよび重要事項等説明書を受領・確認し、下記記載事項は事実と相違ないことを確認のうえ、重要事項等説明書に記載の「個人情報の取扱いについて」に同意し、ワイドプランへの加入を申し込みます。</p>						
組	〇〇〇	支	〇	加入者番号	第	号
合	×	部	×			
フリガナ	ゼンリ		タロウ			
申込人氏名	姓 全理		名 太郎			
フリガナ	トウキョウト シブヤク ヨ ヨギ 1-36-4					
申込人住所	〒 151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4					
フリガナ	ゼンリ		イチロウ		続柄	父
被共済者(被保険者)	姓 全理		名 一郎			
フリガナ	トウキョウト シブヤク センダガヤ2-15-6					
共済の目的所在地	〒 151-0053 東京都渋谷区千駄ヶ谷2-15-6					
共済期間(保険期間)	(自)令和 3 年 4 月 1 日 ~ (至)令和 3 年 7 月 末日					
※ワイドプラン(動産総合保険)の保険期間は、保険期間の初日の午前0時(更改の場合は午後4時)から1年後の契約更改日(1日)の午後4時までとなります。						
建物の構造	1.耐火	<input checked="" type="radio"/> 2.非耐火	建物の種類	1.住宅専用	2.店舗専用	<input checked="" type="radio"/> 3.その他(併用・学校・事務所アパート(5世帯以上))
共済契約事項	共済金額合計	建物	家財一式	店舗造作営業用什器一式(含むサインポール)	料率	共済掛金
	500 万円	200 万円	100 万円	200 万円	150 円	2,500 円
■ワイドプランにご加入の場合			火災共済(店舗造作・営業用什器一式)のご加入内容			+
理容いす台数	ワイドプラン加入金額(保険金額)	店舗造作営業用什器一式	建物の構造	店舗造作・営業用什器一式(含むサインポール)	ワイドプラン掛金	
	台	万円コース	1.耐火 2.非耐火	万円	円	
ワイドプランの加入金額、掛金については、「全理連ワイドプラン(動産総合保険)パンフレット」を十分にご確認のうえお申し込みください。					合計掛金	円
※全理連火災共済(店舗造作営業用什器一式)にご加入がない場合は、ワイドプランにはご加入いただけません。						
※建物および家財一式については、ワイドプランにはご加入いただけません。						
全理連火災共済の増額の場合はご加入の加入者番号および共済金額をご記入ください。		加入者番号	第	号	共済金額	万円
同種の危険を補償する他のご契約がありますか。(有) (無) 有の場合にはご記入ください。						
他の保険契約	保険会社	保険種類	満期日	加入金額		
支部異動	新支部名	新支部コード番号	加入者番号	第	号	
備考欄					質権設定	裏書
					第	号
〇〇〇 理容生活衛生同業組合	理事長	(印)	部	(印)	支	扱
					部	者
全国理容生活衛生同業組合連合会	理事長	担当役員	事務局長	部	課	扱
				長	長	者

2. 火災共済兼ワイドプラン申込書兼異動・脱退通知書 契約更改日以外の増額加入の場合

氏名、住所には必ずフリガナをつけてください。
共済契約事項には、増額分のみ記入してください。

火災共済			ワイドプラン			連合会用				
新規	異動	増額	脱退	新規	異動	脱退				
全理連 火災共済 兼 ワイドプラン(動産総合保険)申込書 兼 異動・脱退通知書										
令和 3 年 3 月 10 日										
<p>下記の火災共済契約に関する内容を承認し、下記事項は事実と相違ないことを確認のうえ火災共済契約を申し込みます。また、本申込書の本人用裏面の「個人情報の取扱いに関する説明事項」を確認し、その内容について同意します。</p> <p>下記のワイドプラン(動産総合保険)に関するパンフレットおよび重要事項等説明書を受領・確認し、下記記載事項は事実と相違ないことを確認のうえ、重要事項等説明書に記載の「個人情報の取扱いについて」に同意し、ワイドプランへの加入を申し込みます。</p>										
組	〇〇〇	支	〇 〇	加入者番号	第 7 - 01 号					
合	×	部	×	×	×					
フリガナ	ヨヨギ			姓	代々木			名	イチロウ	
申込人氏名							(印)			
フリガナ	トウキョウト シバヤク シバヤ 2-3-4									
申込人住所	〒 151-0053 東京都渋谷区渋谷2-3-4									
フリガナ				姓				名		
被共済者(被保険者)							続柄			
フリガナ	-									
共済の目的所在地										
共済期間(保険期間)	(自)令和 3 年 4 月 1 日 ~ (至)令和 4 年 1 月 末日									
*ワイドプラン(動産総合保険)の保険期間は、保険期間の初日の午前0時(更改の場合は午後4時)から1年後の契約更改日(1日)の午後4時までとなります。										
建物の構造	1.耐火	<input checked="" type="radio"/> 2.非耐火	建物の種類	1.住宅専用	2.店舗専用	<input checked="" type="radio"/> 3.その他(併用・学校・事務所 アパート(5世帯以上))				
共済契約事項	共済金額合計	建物	家財一式	店舗造作営業用什器一式(含むサインポール)	料率	共済掛金				
	300 万円	0 万円	0 万円	300 万円	150 円	3,750 円				
■ワイドプランにご加入の場合				火災共済(店舗造作・営業用什器一式)のご加入内容						
理容 いす 台数	台	ワイドプラン 加入金額 (保険金額)	万円コース	店舗造作営業用什器一式	建物の構造	店舗造作・営業用什器一式 (含むサインポール)	ワイドプラン掛金			
				1.耐火 2.非耐火		万円	円			
ワイドプランの加入金額、掛金については、「全理連ワイドプラン(動産総合保険)パンフレット」を十分にご確認のうえお申し込みください。				*全理連火災共済(店舗造作・営業用什器一式)にご加入がない場合は、ワイドプランにはご加入いただけません。 *建物および家財一式については、ワイドプランにはご加入いただけません。						
				合計掛金			円			
全理連火災共済の増額の場合はご加入の加入者番号および共済金額をご記入ください。				加入者番号	第 7 - 01 号		共済金額	200 万円		
同種の危険を補償する他のご契約がありますか。(有) (無) 有の場合にはご記入ください。										
他の保険契約	保険会社	保険種類		満期日	加入金額					
支部異動	新支部名	新支部 コード番号	加入者番号		第 - 号					
備考欄							質 権 設 定	裏 書 第 号		
〇〇〇 理容生活衛生同業組合	理事長	(印)		部 長	(印)		支 部 長	(印)		
全国理容生活衛生同業組合連合会	理事長	担 当 役 員	事 務 局 長	部 長	課 長	扱 者				

3. 火災共済兼ワイドプラン申込書兼異動・脱退通知書 契約更改日の増額加入の場合

氏名、住所には必ずフリガナをつけてください。

異動に○をして、共済契約事項の共済金額は、変更後の金額を記入してください。

火災共済		ワイドプラン			連合会用		
新規	(異動)	増額	脱退	新規	異動	脱退	
全理連 火災共済 兼 ワイドプラン(動産総合保険)申込書 兼 異動・脱退通知書							
令和 3 年 7 月 10 日							
<p>下記の火災共済契約に関する内容を承認し、下記事項は事実と相違ないことを確認のうえ火災共済契約を申し込みます。また、本申込書の本人用裏面の「個人情報の取扱いに関する説明事項」を確認し、その内容について同意します。 下記のワイドプラン(動産総合保険)に関するパンフレットおよび重要事項等説明書を受領・確認し、下記記載事項は事実と相違ないことを確認のうえ、重要事項等説明書に記載の「個人情報の取扱いについて」に同意し、ワイドプランへの加入を申し込みます。</p>							
組	〇〇〇	支	〇 〇	加入者番号	第 18 - 01 号		
合	× ×	部	× × ×				
フリガナ	ゼンリ		タロウ				
申込人氏名	姓 全理		名 太郎				
フリガナ	トウキョウト シバヤク ヨヨギ 1-36-4						
申込人住所	〒 151 -0053 東京都渋谷区代々木1-36-4						
フリガナ	被共済者(被保険者)		姓		名		
フリガナ	共済の目的		〒		-		
共済期間(保険期間)	(自)令和 3 年 8 月 1 日 ~ (至)令和 4 年 7 月 末日						
<p>※ワイドプラン(動産総合保険)の保険期間は、保険期間の初日の午前0時(更改の場合は午後4時)から1年後の契約更改日(1日)の午後4時までとなります。</p>							
建物の構造	1.耐火	②非耐火	建物の種類	1.住宅専用	2.店舗専用	③その他(併用・学校・事務所 アパート(5世帯以上))	
共済契約事項	共済金額合計	建物	家財一式	店舗造作営業用什器一式(含むサインポール)	料率	共済掛金	
	200万円	0万円	0万円	200万円	150円	3,000円	
■ワイドプランにご加入の場合			火災共済(店舗造作・営業用什器一式)のご加入内容				
理容いす台数	ワイドプラン加入金額(保険金額)	店舗造作営業用什器一式	建物の構造	店舗造作・営業用什器一式(含むサインポール)	ワイドプラン掛金		
	台	万円コース	1.耐火 2.非耐火	万円	円		
ワイドプランの加入金額、掛金については、「全理連ワイドプラン(動産総合保険)パンフレット」を十分にご確認のうえお申し込みください。			<p>※全理連火災共済(店舗造作・営業用什器一式)にご加入がない場合は、ワイドプランにはご加入いただけません。 ※建物および家財一式については、ワイドプランにはご加入いただけません。</p>				
全理連火災共済の増額の場合はご加入の加入者番号および共済金額をご記入ください。			加入者番号	第	—	号 共済金額	
						万円	
同種の危険を補償する他のご契約がありますか。(有) (無) 有の場合にはご記入ください。							
他の保険契約	保険会社	保険種類	満期日	加入金額			
支部異動	新支部名	新支部コード番号	加入者番号	第	—	号	
備考欄	共済契約事項の変更 什器100万→200万					質権設定	裏書
						第 号	
〇〇〇 理容生活衛生同業組合	理事長	(印)	部長	(印)	支部長	(印)	
全国理容生活衛生同業組合連合会	理事長		担当役員		事務局長		
					課長	扱者	

4. 火災共済兼ワイドプラン申込書兼異動・脱退通知書 脱退の場合

氏名には必ずフリガナをつけてください。

火災共済				ワイドプラン				連合会用					
新規		異動		増額		(脱退)		新規		異動		脱退	
全理連 火災共済 兼 ワイドプラン(動産総合保険)申込書 兼 異動・脱退通知書													
令和 3 年 3 月 10 日													
<p>下記の火災共済契約に関する内容を承認し、下記事項は事実と相違ないことを確認のうえ火災共済契約を申し込みます。また、本申込書の本人用裏面の「個人情報の取扱いに関する説明事項」を確認し、その内容について同意します。</p> <p>下記のワイドプラン(動産総合保険)に関するパンフレットおよび重要事項等説明書を受領・確認し、下記記載事項は事実と相違ないことを確認のうえ、重要事項等説明書に記載の「個人情報の取扱いについて」に同意し、ワイドプランへの加入を申し込みます。</p>													
組	〇〇〇		支	〇 〇		加入者番号	第 5 - 01 号						
合	× ×		部	× × ×									
フリガナ	ゼンリ					カズオ							
申込人氏名	姓 全理					名 一男							
フリガナ	〒 -												
申込人住所	〒 -												
フリガナ	姓					名					続柄		
被共済者(被保険者)													
フリガナ	〒 -												
共済の目的所在地	〒 -												
共済期間(保険期間)	(自)令和 年 月 1日 ~ (至)令和 年 月 末日												
※ワイドプラン(動産総合保険)の保険期間は、保険期間の初日の午前0時(更改の場合は午後4時)から1年後の契約更改日(1日)の午後4時までとなります。													
建物の構造	1.耐火	2.非耐火	建物の種類		1.住宅専用	2.店舗専用	3.その他(併用・学校・事務所 アパート(5世帯以上))						
共済契約事項	共済金額合計		建物	家財一式	店舗造作営業用什器一式(含むサインポール)		料率	共済掛金					
	万円		万円	万円	万円		円	円					
■ワイドプランにご加入の場合						火災共済(店舗造作・営業用什器一式)のご加入内容							
理容いす台数	台	ワイドプラン加入金額(保険金額)	店舗造作営業用什器一式		建物の構造		店舗造作・営業用什器一式(含むサインポール)	ワイドプラン掛金					
		万円コース	万円		1.耐火	2.非耐火	万円	円					
ワイドプランの加入金額、掛金については、「全理連ワイドプラン(動産総合保険)パンフレット」を十分にご確認のうえお申し込みください。						※全理連火災共済(店舗造作営業用什器一式)にご加入がない場合は、ワイドプランにはご加入いただけません。 ※建物および家財一式については、ワイドプランにはご加入いただけません。							
				合計掛金		円							
全理連火災共済の増額の場合はご加入の加入者番号および共済金額をご記入ください。				加入者番号	第	-	号	共済金額		万円			
同種の危険を補償する他のご契約がありますか。(有) (無) 有の場合にはご記入ください。													
他の保険契約	保険会社	保険種類		満期日	加入金額								
支部異動	新支部名	新支部コード番号		加入者番号	第	-	号						
備考欄	廃業のため、脱退します。								質権設定	裏書			
								第		号			
〇〇〇 理容生活衛生同業組合				理事長	(印)		部 長	(印)		支部長	(印)		
全国理容生活衛生同業組合連合会				理事長	担当役員	事務局長	部 長	課 長	扱 者		(印)		

5. 事故報告書 火災事故の場合

火災共済事故報告書 兼 見舞金事故報告書

全国理容生活衛生同業組合連合会 御中

令和 3 年 4 月 13 日

〇〇〇 理容生活衛生同業組合

理事長 〇 〇 〇 〇 (印)

加入者番号	(〇〇〇)組合 (〇〇)支部	加入者番号(18 - 01)
加入者氏名	全理太郎	
共済目的地	東京都渋谷区代々木 1-36-4	
契約内訳	建物 200 万円	家財一式 100 万円 店舗造作業用什器一式 200万円
事故日	令和 3 年 4 月 10 日 (午前)午後 8 時 10 分	
事故状況	つまづいてストーブにぶつかってしまい、石油ストーブが転倒した。またたく間にカーテンに燃えうつり、建物と内容物の一部が焼けた。	

		※ 時 価 額 算 出 基 礎 明 細	被害程度
契 約 別 目 的	建 物	① 建築年月日 平成10年 10 月頃 ② 延べ面積 145 平方メートル	60 %
	家 財 一 式	③ 家族構成(氏名・年齢) ・ 全理太郎 (50才) ・ 全理花子 (75才) ・ " 連子 (46才) ・ (才) ・ " 一郎 (20才) ・ (才)	60 %
的	店 舗 造 作 業 用 什 器	④ 店 舗 面 積 33 平方メートル ⑤ 理容椅子台数 3 台	20 %
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>〔火災共済事故報告書として使用する場合〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事故状況は詳細に記入してください。 2. 加入している契約別目的にあわせ、時価額算出基礎明細欄に記入してください。 3. 被害程度はおおよその数字で結構です。 </div> <div style="width: 45%; border-left: 1px dashed black; padding-left: 10px;"> <p>〔見舞金事故報告書として使用する場合〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 加入者番号等の記入の他、事故状況欄まで記入してください。 2. 上記※印欄の時価額算出基礎明細および被害程度は記入する必要はありません。 </div> </div>		

6. 共済金請求書(表) 火災事故の場合

住所・共済契約者については、申込人住所・氏名をご記入ください。

住所・被共済者については、申込人住所と共済目的の所在地が違う場合や申込人氏名と共済目的の所有権者が違う場合にご記入ください。

火災共済金請求書 兼 店舗休業見舞金請求書

全国理容生活衛生同業組合連合会 御中

下記のとおり、関係書類を添付して、
共済金(見舞金)の請求をいたします。

住 所 東京都渋谷区代々木1-36-4
共済契約者 全理太郎 (印)
(上記と異なる場合のみ記入してください。)

住 所
被共済者 全理花子 (印)

令和 3 年 4 月 25 日

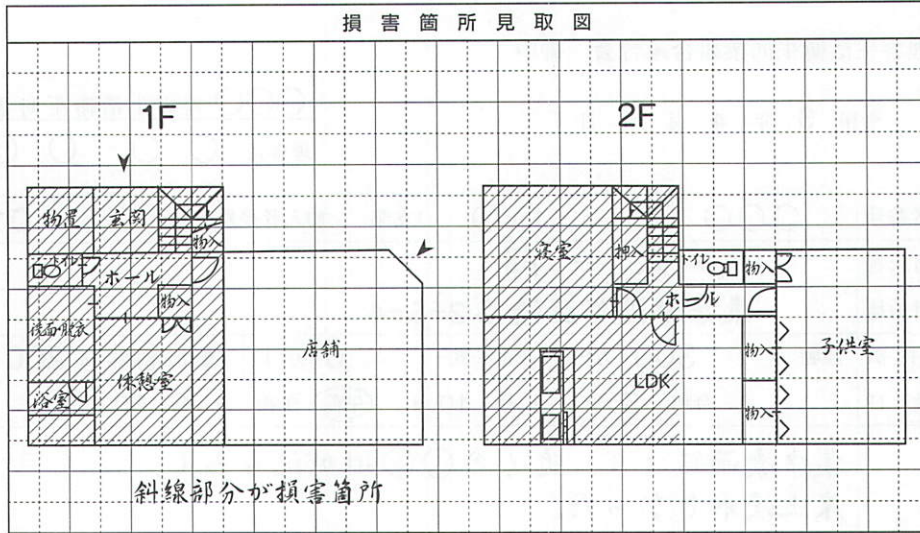
組 合	〇〇〇 ×××	支 部	〇〇 ×××	加 番 入 者 号	18-01	共済の 目的の 所在地	東京都渋谷区代々木1-36-4		
共済金額	500 万円		共済期間	自 令和 2 年 8 月 1 日 至 令和 3 年 7 月 末日	共済の目的	建物 家財一式 店舗造作営業用什器一式			
罹災日時	令和 3 年 4 月 10 日		午前 8 時 10 分出火 午前 9 時 50 分鎮火		原因並びに 自火類焼別	石油ストーブの転倒 (自火) 類焼			
損害額及び共済金請求額	共済目的	時 価 額	損害見積額	焼残物価額	差引正味損害額	損 害 率	加入共済金額	共済金請求額	
	建 物	1,800 万	1,080 万	720 万	1,080 万	60%	200 万	120 万	
	家財一式	700 万	420 万	280 万	420 万	60%	100 万	60 万	
	店舗造作営業用什器一式	700 万	140 万	560 万	140 万	20%	200 万	40 万	
合 計							500 万	220 万	
他社の火災保険契約	共済目的	会 社 名		保 険 金 額		共済金請求額	220 万円		
	建 物					消滅共済金額	220 万円		
	家財一式					残存共済金額	280 万円		
	店舗造作営業用什器一式								
店舗休業見舞金	令和 3 年 4 月 10 日 ~ 令和 3 年 4 月 24 日 (休業日数 15 日間) 1日 20,000 円 × 15 日分 300,000 円								
〇〇〇 理容生活衛生同業組合		理事長	(印)	部 長	(印)	支部長	(印)	扱 者	(印)
全国理容生活衛生同業組合連合会		理事長		担当役員		事務局長		課 長	

【注意事項】

- 被共済者は消防署、警察署またはこれに準ずる市町村長の罹災証明書を添付の上、損害箇所を裏面の図面に書き入れてください。
- 裏面に同業組合理事長並びに担当調査員の意見書を添付してください。
- 記載上、不明な点については都道府県組合または支部にお問い合わせください。

7. 共済金請求書(裏) 火災事故の場合

組合査定意見書欄の時価額の査定、損害見積額の査定、損害率の決定、共済金請求額については、組合理事長もしくは、担当調査員のご意見・査定をご記入ください。



組合査定意見書

時価額の査定について

.....

.....

.....

損害見積額の査定について

.....

.....

.....

損害率の決定について

.....

.....

.....

共済金請求額について

.....

.....

.....

上記のとおり相違なきことを証明いたします。

令和 3 年 4 月 20 日

理容生活衛生同業組合
 理事長 (印)
 担当調査員 (印)

連合会査定欄

8. 事故報告書 見舞金事故の場合

「事故報告書」に記入していただく事項は、火災事故発生の場合と異なり、建物等の時価額算出基礎明細および被害程度を記入する必要はありません。

火災共済事故報告書 兼 見舞金事故報告書

全国理容生活衛生同業組合連合会 御中

令和 3 年 4 月 15 日

〇〇〇 理容生活衛生同業組合

理事長 〇 〇 〇 〇 (印)

加入者番号	(〇〇〇)組合 (〇〇)支部	加入者番号(7 - 01)
加入者氏名	代々木 一郎	
共済目的地	東京都渋谷区渋谷 2-3-4	
契約内訳	建物 300 万円	家財一式 0 万円 店舗造作作業用什器一式 200 万円
事故日	令和 3 年 4 月 10 日 (午前)午後 5 時 00 分	
事故状況	集中豪雨により、近くの〇〇川が氾らんし、 床上浸水となった。	

		※ 時 価 額 算 出 基 礎 明 細	被害程度
契 約 目 的	建 物	① 建築年月日 年 月 頃 ② 延べ面積 平方メートル	%
	家 財 一 式	③ 家族構成(氏名・年齢) ・ _____ (才) ・ _____ (才) ・ _____ (才) ・ _____ (才) ・ _____ (才) ・ _____ (才)	%
的	店 舗 造 作 用 什 器	④ 店 舗 面 積 平方メートル ⑤ 理容椅子台数 台	%
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>【火災共済事故報告書として使用する場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 事故状況は詳細に記入してください。 加入している契約別目的にあわせ、時価額算出基礎明細欄に記入してください。 被害程度はおおよその数字で結構です。 </div> <div style="width: 45%; border-left: 1px dashed black; padding-left: 10px;"> <p>【見舞金事故報告書として使用する場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 加入者番号等の記入の他、事故状況欄まで記入してください。 上記※印欄の時価額算出基礎明細および被害程度は記入する必要はありません。 </div> </div>		

2019. 6 50×100<K>

9. 見舞金請求書 見舞金事故の場合

火災共済見舞金請求書

全国理容生活衛生同業組合連合会 御中

下記のとおり、関係書類を添付して、
見舞金の請求をいたします。

住所 東京都渋谷区渋谷2-3-4
 共済契約者 代々木 一郎 (印)
 (上記と異なる場合のみ記入してください。)
 住所 _____
 被共済者 _____ 印

令和 3 年 4 月 20 日

組 合	〇〇〇 ××	支 部	〇〇 ××	加 番 入 者 号	7 - 01	共 済 の 目 的 の 所 在 地	東京都渋谷区渋谷2-3-4
共 済 金 額	500万円		共 済 期 間	自 令和 2 年 8 月 1 日 至 令和 3 年 7 月 末 日		共 済 の 目 的	(建物) 家財一式 (店舗造作営業用什器一式)
罹 災 日 時	令和 3 年 4 月 10 日 (午前) 5 時 00 分 午後		原 因		集中豪雨による河川の氾らん		
請 求 金 額	水害による損害		落雷による損害		風・ひょう・雪災の損害		
	共済金額の 1 % 50,000 円		共済金額の 1 % _____ 円		共済金額の 4 % _____ 円		
添 付 書 類	① 罹災証明書 ② 写真 ③ その他 (新聞記事)		1. 写真 2. 20万円以上の損害見積書 3. その他 ()		1. 罹災証明書 2. 写真 3. 200万円以上の損害見積書 4. その他 ()		
[注] 見舞金の請求には、上記の書類が必要です。添付書類に○印をつけてください。							
上記のとおり相違なきことを証明いたします。 令和 3 年 4 月 20 日 〇〇〇 理容生活衛生同業組合 理 事 長 ○ ○ ○ ○ (印) 担 当 調 査 員 ○ ○ ○ ○ (印)							
[連合会査定欄]							
〇〇〇 理容生活衛生同業組合		理 事 長	(印)	部 長	(印)	支 部 長	(印)
全国理容生活衛生同業組合連合会		理 事 長		担 当 役 員		事 務 局 長	
						財 政 部 長	
						課 長	
						扱 者	(印)

10. 個人情報の取扱いに関するご案内兼同意書

住所・共済契約者については、申込人住所・氏名をご記入ください。

住所・被共済者については、申込人住所と共済目的の所在地が違う場合や申込人氏名と共済目的の所有権者が違う場合にご記入ください。

火災共済同意書

個人情報に関する取り扱いについて

全国理容生活衛生同業組合連合会(以下、全理連)は、各種共済金の請求に伴って取得した個人情報(過去および将来に取得するものを含みます。以下同様。)を、事務手続きおよび共済契約の履行(共済金支払の可否、支払金額の算定等)のために使用いたします。その際、事故関係者、公的機関等に個人情報を提供する場合あるいは提供を受ける場合があります。

また、全理連は各種共済制度の事務手続きの協力を各都道府県理容組合ならびに傘下支部に依頼しているため、請求処理の事務を円滑におこなうことを目的に必要な範囲において個人情報を当該組合・支部に提供する場合があります。

同意確認

上記「個人情報に関する取り扱いについて」の記載内容を承知し同意します。

住 所 東京都渋谷区代々木1-36-4

共済契約者 全理 太郎 (印)

(上記と異なる場合のみ記入してください。)

住 所 _____

被共済者 全理 花子 (印)